

令和3年12月8日

令和3年12月8日

標 茶 町 議 会

議案第78号～議案第83号

審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第78号～議案第83号・審査特別委員会記録目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1号（12月8日） | |
| 開会の宣告 | 3 |
| 委員長の互選 | 3 |
| 副委員長の互選 | 4 |
| 付議事件 | |
| 議案第78号 令和3年度標茶町一般会計補正予算 | 5 |
| 議案第79号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 | |
| 議案第80号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算 | |
| 議案第81号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 | 5 |
| 議案第82号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算 | 5 |
| 議案第83号 令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算 | |
| 総括質疑 | |
| 類 瀬 光 信 君 | 16 |
| 鈴 木 裕 美 君 | 18 |
| 松 下 哲 也 君 | 28 |
| 閉会の宣告 | 33 |

議案第78号～議案第83号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和3年12月8日（水曜日） 午後 1時29分 開会

付議事件

- 議案第78号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第79号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第80号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第81号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第82号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算
- 議案第83号 令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席委員（11名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 熊谷善行君 | 副委員長 | 松下哲也君 |
| 委員 | 渡邊定之君 | 委員 | 類瀬光信君 |
| 〃 | 長尾式宮君 | 〃 | 鈴木裕美君 |
| 〃 | 深見迪君 | 〃 | 本多耕平君 |
| 〃 | 黒沼俊幸君 | 〃 | 鴻池智子君 |
| 〃 | 後藤勲君 | | |

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 菊地誠道君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

| | |
|--------|-------|
| 町長 | 佐藤吉彦君 |
| 副町長 | 牛崎康人君 |
| 総務課長 | 齊藤正行君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |
| 税務課長 | 齋藤和伸君 |
| 管理課長 | 齊藤昇一君 |
| 住民課長 | 伊藤順司君 |
| 保健福祉課長 | 石塚剛君 |

| | |
|-------------|-----------|
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 観 光 商 工 課 長 | 三 船 英 之 君 |
| 育 成 牧 場 長 | 若 松 務 君 |
| 水 道 課 長 | 油 谷 岳 人 君 |
| 建 設 課 長 | 富 原 稔 君 |
| 病 院 事 務 長 | 浅 野 隆 生 君 |
| や す ら ぎ 園 長 | 穂 刈 武 人 君 |
| 教 育 長 | 島 田 哲 男 君 |
| 教 委 管 理 課 長 | 常 陸 勝 敏 君 |
| 指 導 室 長 | 秋 山 豊 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 服 部 重 典 君 |
| 農 委 事 務 局 長 | 川 村 勉 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 島 吾 朗 君 |
| 議 事 係 長 | 中 嶋 禎 之 君 |

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時29分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長には熊谷委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま後藤委員から、委員長に熊谷委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には熊谷委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

（委員長 熊谷善行君委員長席に着く）

○委員長（熊谷善行君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（熊谷善行君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（熊谷善行君） ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 副委員長には松下委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（熊谷善行君） ただいま後藤委員から、副委員長に松下委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には松下委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○委員長（熊谷善行君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第78号ないし議案第83号

○委員長（熊谷善行君） 本委員会に付託を受けました議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号を一括議題といたします。

議題6案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案78号から議案第83号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第78号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第78号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 14ページ、2目地域交通対策費、バスの業務委託料がマイナス約500万円になっておりますけれども、主な要因を教えてくださいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） お答えいたします。

このバスの運行业務委託料につきましては、当初、計画しておりました循環バス試行の委託料でございます。今般、コロナの関係上、バスの運行等につきまして密状態、また、委託先の業者がコロナの受入れの業務に重なりまして、この業務を遂行できないということになりましたので、今回、循環バス運行委託を中止したということでございます。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） その上のふるさと納税のほうなのですが、手数料が1,040万円となっておりますけれども、これはふるさと納税の返礼のための手数料と理解してよろしいのですか。

○委員長（熊谷善行君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、説明のときにもふるさと納税サイトの管理手数料ということで説明をさせていただきましたが、今現在、6サイトでふるさと納税を受け付けておりますので、これらに係る手数料というところで、合計額1,040万円というところで計上させていただいております。

○委員長（熊谷善行君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ふるさと納税の返礼品に対して、手数料が4割以上ですよ。普通、このぐらにかかるものなのですか。

○委員長（熊谷善行君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

一般的に、ふるさと納税10万円だとすると、3割が給付者に対する返礼品で支出しております。残りの2割から2割5分程度が送料を含んだふるさと納税サイトの管理料と送付料といいますか、ほとんどが生鮮品を送付するとなれば冷凍及び冷蔵の送料となりますので、そういった部分では一般的な送料よりも若干高めになるという部分もございますけれども、おおむねそういった経費の割合で出ているということでご理解願いたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今の地域交通対策費の需用費、バスの修繕費200万円。バスだという説明が先ほどありましたのですけれども、何台のバスの修理なのか。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） お答えいたします。

今回のこの修理に関しては、路線バスのオソベツ線のバスについて、現在、車検整備を行っておりました。その過程でエンジンからの異音、それからオイル漏れということで、分解修理が必要だということで、今、メーカーのほうに問い合わせながら、今回200万円ほど上限でかかりそうだということで、いずれにしましても車検整備中なものですから、追加部品については別枠でということになります。それで、どうしてもメーカーのほうに出していかなければならないということで、分解修理なので、最終的にかかった経費ということの請求になると思いますけれども、200万円ということで計上させていただきました。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） このバスについては、かなり走行距離がある、進んでいるとか、年式的にかなり古いものとか、そういう意味合いもありますか。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） バスについては、今は6路線ありますけれども、かなり距離数もありまして、今回対象になっているのはさほど、その中でもそれほど走行キロ数がい

っていないものということで、エンジンの修理ということでご理解願いたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） この200万円の修理をすることによって、そのバスはかなり今後、安全な走行ができるということに理解してよろしいですか。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） 当初、その問題が発生した時点、新しいエンジンを載せ替える、また、中古のバス、うちの走行距離以下で走っているバスを探して、メーカーのほうに問い合わせたのですけれども、現在、バス自体、古いバスなものですから、代替の新品のエンジンもないと。中古もないということで、分解修理しか手だてがないということで、今回このような形になっております。委員、今、言われたとおり、それが担保できるかどうか、これが延命措置になるかどうかということについては、私ども、技術的なこともありますけれども、エンジンなものですから、ちょっと判断しかねるということにご理解願いたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 15ページの児童福祉総務費の中で、交付金、子育て世帯への臨時特別給付金5,300万円、これは今話題になっている1人子供さん10万円という給付の制度だというふうに思うのですけれども、全額10万円を現金で、もしくはクーポンでというふうに言われていまして、それぞれの自治体で全額なのか、クーポン配るのかということで判断して、自治体の判断だというふうに伺っておりますけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。それと、全額現金か、半分半分クーポンなのかも伺っておきます。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

今回、計上させていただいているのは、もともと子育て世帯への臨時給付金10万円相当ということで、うち5万円を現金給付という部分の、その現金給付の部分の予算でございます。残りのいわゆるクーポンと言われている部分に関しては、今、国の補正予算の中で御審議されるということをございまして、改めての予算の要求という形で提案をさせていただこうかなというふうに今、考えているところであります。

ただ一方で、今、話題になっています、事務費がかかり過ぎて、そこも現金でいいのではないだろうかというところが報道なんかでも出てきておりますし、うちのほうで担当として考えるところでいきますと、まず、クーポンにすることで地元で資金が回るという部

分も一方でございます。ただ、国のほうが子供用の使途ということで、どこまで用途を広げていただけるか。例えば子供のランドセルだとか勉強机、制服みたいな、そういうふうに使途を限定されてしまいますと、なかなか町内の中で行き渡る、使える場所がすごく少なくなってしまうと、ただの紙切れになってしまいかねませんので、その辺はもう少し国の情報を見ながらどちら側でいくかということは判断していきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 18ページの18節負担金で、内訳別紙ということで先ほど説明がありました。30ページの別紙を見ますと、中山間の事業の中で7,800万円の減額になっております。先ほどの説明では、制度の見直しということでありました。内訳はどういうことですか、制度の見直しの。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

中山間の制度の見直しにつきましては、今年4月1日に農水省のほうから通知があったようなものでございまして、昨年、全国的に会計検査がありまして、その中で制度として改めて見直しを行ったということで、1点目が中核的リーダーというのがありまして、それを協定参加者の13%までとしたというような、そして特別、その中でも役割についても決めていったというのが1つです。

それと、もう1点が交付金の使用方法ということで、一般的に共同取組という活動の経費の取扱いでございますけれども、そちらの部分については、個人の施設の改修だとか整備だとか直接的に本来、個別農家が支払うべきところについては除くというようなことになっております。それで、全体的にはそういった部分が運用見直しというようなところでございます。

以上です。

○委員長（熊谷善行君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ただいま制度の見直しということで、これは当初からいろいろと議題になったことでありますので。

それで、年度当初は約3億6,000万円強のいわゆる予算を組んでおりました。ここで制度の見直しということで、7,800万円という約20%ぐらいになりますね。が減額ということについて、これは個々の農家の、相対的に減ったのか、それとも例えば100の農家が今まで受けていたけれども、そのうちの20戸が中山間のこの事業で助成が得られなくなったのかという、全体的な削減なのか、それとも1戸1戸の、さっき言いましたけれども、中山間が当たらなくなったということか、どちらでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

去年と今年と比較した部分で言いますと、昨年比で65戸の減でございまして、面積で5,067.805ヘクタールの減となりまして、交付金の額で言うと7,719万7,444円が減額になったというような状況でございまして。

○委員長（熊谷善行君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 繰り返しますけれども、農家63戸というのは、全く中山間地域等直接支払制度はゼロになったということではないのですね。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今回、中核的リーダーという部分でございまして、先ほどそこを見直したというようなご説明をさせていただいたのですけれども、その中で、去年は中核的リーダーというのが88名いて、制度としては88名のうち本町ではたまたま所得超過者も同じ数字だったと、同じ人数だったということなのですから、今年も協定参加者の13%ということになりますので、本町の協定数でいったら令和2年度で言うと314戸なのです。その中の13%ということと言うと、大体三十何戸というふうになるのですけれども、今年の春の総会の中で、協議会の会員の皆さんで協議した中で、地域のリーダーの部分につきましては、役員であったりとか国の要綱に基づいた方が受けられるということで21名いまして、そのうちの5名が所得超過者というような形になっております。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。土木費です。いいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 消防費ですね。21ページの需用費の中でレスキューでの資材ということで、自分は理解できないのですが、どういう資材をレスキューで積み込むのでしょうか。その辺、お願いいたします。

○委員長（熊谷善行君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

予算の説明のときに救急・レスキュー資材ということでご説明させていただきましたけれども、救急資材の中にはメスとかいろんなものも入っていますけれども、消防さんから出してもらった、私どもの担当のほうへ行くと写真とかもついているのですから、もうちょっと分かりやすいのですけれども、私、用意してきたものが一覧しかなくて、言葉が書いているものしかないのですけれども、特に高額なものでいくと、救急車に積んでいる自動心臓マッサージ器というのがあります。ストレッチャーに乗っているときに隊員が後ろにいて心臓マッサージをするとほかのことができないものですから、乗せているときに機械が勝手に心臓を圧迫する機械があるらしくて、そういうものの交換もしたいということで上がって、そういうものが単品でいくと、予定価格でいくと321万5,300円とかということがありまして、おのおの物品については高いものでもせいぜいって20万円ぐらいしかないのですけれども、レスキュー用のプーリーとかという、何に使うかちょっと分からないのですけれども、2万円、3万円とかというすごい量の積み上げがあって、合計額でこのような数字になっています。救急・レスキュー資材も、いつぐらいから、どのくらい、どの頻度で更新をかけているかというのはちょっと私ども把握はしていないのですけれども、前々回かに消防に一応、救急資材用ということで消防予算のほうに約90万円ほど、コロナの交付金も振った部分もあったのですけれども、その中で一応、次年度以降、こういったものを整備してほしいという部分が4年度以降で上がってきたものですから、であれば今現在、コロナの交付金で対応できるものであれば、先に交付金を使える間に消防資材についても用意できるものがあるのであれば、ちょっと要望を調査した上で今回しようというところで予算を持ったというところでございます。

本来であれば消防議会を開催いただいて、その上で消防のほうに予算を配当するべきでございしますが、このたび、この12月に消防のほうは議会が開催されないというところで、この消防費の中で予算を計上し、総務課で一応予算は管理するということになりますけれども、そういった中で消防に現物支給をしていくというような考えで、今回、消防から上がってきた次年度以降の整備費について、ほぼ満額回答できるような形で交付金を利用して整備をさせていただいたというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 同じく災害対策費、21ページの工事請負費、先ほどちょっと聞き漏らしたのですけれども、この設置工事請負費の中身、もう一度お願いしたいのですけれども。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 14節工事請負費435万6,000円の内訳についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、2本の工事費があります。

1本目が予算額160万6,000円で、役場庁舎非常用発電機の燃料タンクの設置工事でございます。平成28年、国から発出された「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」によれば、72時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とすることが望ましいとされており、役場に設置してあります発電機の燃費から計算しますと、72時間では約570リッターの軽油が必要という算定から、消防法の関係もありますので、全てポリタンクという話にはなりませんので、この際、給油タンクを役場外に設置するというので、490リッターのタンク2基とその受槽、受ける皿ですね、そこも併せて整備したいということで予算提案させていただいております。

それから、もう一点が275万円で、開発センターの電話機設備更新工事でございます。以前の議会でも若干触れさせていただいておりますが、役場が震災に遭って使えなくなったときの代替施設として、今、業務継続計画を定めておりますが、その第1施設としては武道館、第2施設はういずで業務を行うよう防災計画上でも定めることで進めております。その中で当然、役場の代替施設ですからインフラを整備する必要がございます、現在のういずにつきましては、現在、複数回線の電話が使用できない状況でございます。災害時を想定しますと、ういずに複数回線の電話回線工事を行うことは、ふだんあまりそこで電話回線を使用しないものですから、当然、基本料金等維持経費が発生しますので、この際、開発センターの電話回線を充実させて、災害時にはその回線をういずでも使用できるような形で整備したいということで、275万円を計上させていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） これも私、先ほどちょっと聞き漏らしたのですけれども、14節の

工事請負費、22ページです。3,445万4,000円、解体工事請負費というふうに記載しているのですが、先ほど標茶中学校の防音工事というようなことで聞いたものですから、ちょっとどういうことなのか、もう一度お願いします。

○委員長（熊谷善行君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

工事請負費、解体工事請負費の内容でございますが、標茶中学校防音工事という内容で企画財政課長のほうから説明させていただいておりますが、解体工事、旧校舎、それから体育館も併せまして防衛省の防音工事の事業採択をいただいております。予定としては令和4年度、来年度の予定の解体で考えていたのですが、防衛省の予算の中で令和3年度、前倒しで補助をいただけるという流れになりましたので、令和3年、4年ということで継続費の今回、補正の提案をさせていただいておりますが、そういう中で令和3年度分の解体工事費分ということで、標茶中学校旧校舎、それから体育館の解体工事になります。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、12款公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、第3条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、第4条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、以上で議案第78号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第79号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、以上で議案第79号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第80号、下水道事業特別会計補正予算、歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、以上で議案第80号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第81号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

深見君。

○委員(深見 迪君) 単純な質問なのですが、14ページの1款1項2目、この81万4,000円の補正というのは、これは単純に利用者が予定より増えたということによろしいですか。

○委員長(熊谷善行君) やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長(穂刈武人君) お答えいたします。

これにつきましては、夜間勤務手当、4月から介護職員の夜間勤務手当が5,200円から8,900円に上がっていますので、その分で、ここは短期の分なので、介護職員4名分、延べで220回分、増額分の3,700円を追加で補正する、81万4,000円追加するというところでございます。

○委員長(熊谷善行君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、以上で議案第81号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第82号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第7条、重要な資産の取得及び処分まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 2ページで、ちょっと難しい言葉で書き留めることができなかつたのですけれども、この807万4,000円の資本的支出なのですけれども、新型コロナウイルス感染症の抗原検査の抗体の程度を検査するというふうに言われましたか。具体的にどういふ内容のものなのか。何回分というか、何人分というか。何回でもできるのか。機械か。

○委員長(熊谷善行君) 病院事務長・浅野君。

○病院事務長(浅野隆生君) お答えをさせていただきたいと思います。

免疫発光測定装置の関係でよろしかったですね。こちらの部分につきましては、このためだけではなくて、肝炎等のほかの検査も併せていろいろな検査ができるような機械でございまして、この機械、現状、リースで病院で使っております。平成27年からリースで使用しております、令和4年3月末でリース期間が満了するものを現在使用しております。今回、北海道の感染症検査機関等設備整備費補助金というものが新設されまして、その補助金の対象になるということで、今回購入したいというふうな提案をさせていただいたところでございます。この補助金につきましては、補助率が10分の10以内ということで非常に有利な補助制度というふうになっておりますことから、補正予算の提案をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○委員長(熊谷善行君) 深見君。

○委員(深見 迪君) それで、いろんな検査ができるということなのですが、新型コロナウイルス感染症に関しては、例えばどういう具体的な検査になりますか。

○委員長(熊谷善行君) 病院事務長・浅野君。

○病院事務長(浅野隆生君) お答えをいたしたいと思います。

現状、病院で行っております新型コロナウイルスの関係の抗原検査の検査機器ということになります。

○委員長(熊谷善行君) ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 16ページの医業費用の中での報酬の医師報酬、それから上の段の給料の医師給で、ご説明では上の段の医師給では退職者の医師であるので減額をされたということなのですが、ここで言う報酬の医師報酬というのは小児科医の報酬なのか、それとも以前、全員協議会の場で町長から医師の面接という動向が新聞に掲載されていて、それでお医者さんの面接ですかと伺ったら、そうだというふうに言われていたものですから、ちょっと離れるかもしれませんが、そこで新しいお医者さんの確保というのができたのかどうかも含めて伺いたい。

○委員長（熊谷善行君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。報酬の部分のお尋ねだと思いますけれども、医師報酬1,257万5,000円のうち、週1回来ていただいている小児科の先生分、こちらにつきましては1,029万円となっております。残り228万5,000円につきましては新型コロナワクチン接種のための医師の報酬、合わせて1,257万5,000円というふうになっております。

それから、医師の確保という部分でのお尋ねがありましたが、現状、明確にお答えできる材料は持ち合わせておりませんので、大変申し訳ございません。ご理解いただければと思います。

○委員長（熊谷善行君） いいですか。

○委員（鈴木裕美君） はい。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、以上で議案第82号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第83号、上水道事業会計補正予算、第1条、総則から第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで、一括して質疑を許します。

ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、以上で議案第83号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時12分

○委員長（熊谷善行君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題6案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） ホースタウンプロジェクトのうち、引退馬の預託事業につきましては、着実に実績を伸ばし、当初の狙いどおり交流人口と、それからふるさと納税の獲得といった、すばらしい成果が現れています。

この引退馬の預託事業は阿歴内地区の民間牧場に引き受けた馬を預けているわけですが、その牧場に向かう経路というのは、1本しかありません。その間にはアレキナイ川を挟んでいて、その道路というのは、どちらかというあまりしっかりしていない道路でありまして、大雨あるいは雪解けの時期に決壊することもあるという、そういったことを地元の方、おっしゃられていますし、町の担当のほうでも恐らく把握しているだろうと思われます。そういった交流人口の獲得やふるさと納税の獲得といったこと、これからも確実に伸びていく、そういう事業であろうと思われまますが、預託事業ですから生き物を扱わなければいけないわけで、道路が決壊したり、何らかの理由でその牧場に管理者が行けないということになると、口のついているものですから一気に状態が悪くなると、そういうことがあるかと思えます。

そこで、まず、その預託牧場までの道路がどういった種類の道路であるかということ、それから仮に町道であってもそうでなくても、そういった町の重要な事業を展開している場所ということで強靱化を進めるという、そういったことができないかということをお伺いします。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 道路の質問ということで、建設課のほうでお答えいたしたいと思えます。

委員ご指摘の道路は、民間の牧場に行く道路で、道道の厚岸標茶線から入っていく道路だと思っております。その部分、途中で川がありまして、その部分はボックスカルバートが入っているというような状況で、幅員的にいきますと砂利道で1車線の道路という認識を持っております。その道路につきましては、牧場の入り口のところまでが町道で管理しておりますので、町のほうで、建設課のほうで砂利の補足とか、グレーダーによる不陸整正とかというのは毎年行っている状況の道路です。

先ほど、水が増えて雪解け時の決壊とかという話もございましたけれども、委員ご指摘のとおり、今までにも何度か橋の前後とか、その先の部分で決壊したことがございます。そのたびに町のほうで補修しているのですけれども、一番心配な川の部分に架かっている

カルバートの部分については、以前に決壊したときに鉄のくいをを使って土留めをして対応したりとか、そういう形で補強はしている状況なのですが、最近の水の増え方とか大雨の感じでいくと、常に注視しなければならない路線だというふうには認識しておりますし、今後も毎月パトロール、冬期はしていないのですが、夏期の間はパトロールしていますし、大雨のときとかもパトロールしていますので、そのときに状況を見ながら、状況に合った予防保全的な、今、生き物を飼っているということもございますので、予防保全的な対応も含めながら管理していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○委員長（熊谷善行君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 予防保全ということで、よそよりも目をかけていただけるということで一安心するところでもありますけれども、この引退馬の預託を中心的に行っている阿歴内という地域では、地元住民の雇用の増加とか、それから休眠状態にある乗馬関連の公共施設の活用、あるいは預託されている馬というのはいわゆるロートルでありますから、死亡した後の永代供養の施設の整備などといったものを周辺で展開していけないのかなということを、地元の方々は期待を持って見守っている、あるいは期待を膨らませつつあるという状況でありますので、まずはその第一歩として、確実に預託事業が展開されるよう、町道の維持管理についてこれからもよろしくお願ひいたしたいと思っております。

次ですが、エキノコックス対策として市街地でのキツネの駆除を町民が依頼した場合、どういった手順が必要で、どういった方法で対応していただくことになるのか。その場合、例えばわなによる捕獲等を実施するとした場合、通常の狩猟による捕獲とどのような形で区別されるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

市街地におけるキツネの捕獲ということの質問かと思うのですが、市街地におけるキツネについては、住民課のほうで主に対応しているという状況です。捕獲するまでには、町民等からの要請等があった場合にいわゆる箱わなを設置して捕獲をするというようはことになっておりますが、この箱わなの設置については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可に基づいて対応しているという状況、いわゆる有害鳥獣の捕獲という観点から捕獲しております。この場合、基本的には生活環境、それから農林水産業における被害発生防止ということで、特にエキノコックス対応ということに限ってではございませんけれども、一応そういった名目で箱わなの設置をしてキツネの捕獲を行っているという状況にあります。

○委員長（熊谷善行君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 今、お伺いしたキツネ自体は狩猟の対象でもあるわけで、狩猟として捕獲する場合は当然、狩猟法に基づいて、例えば箱わなには許可を、狩猟免許を受け

た者の氏名とか、それから箱わなの設置月日とか許可番号とか、そういったことで、誰が何の目的で仕掛けたかということが分かるようになってはいるわけですが、今ご答弁いただいた有害獣の駆除の場合、例えば大型のヒグマなんかの場合は、今、私、言ったと同じように狩猟法に基づいた表示がされるのですが、ただいま答弁いただいたものについては、そういった表示とか目的とかは何が表示されることになるのでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

基本的には先ほど発言しました法に基づいて実施しているものでございまして、その場合に、箱わなには狩猟者登録証の番号等を書いた金属製またはプラスチック製のような標識をそのわなの見えるところに設置して、キツネの駆除をしているということが分かるような形でのことが義務づけられているというふうには認識しております。

○委員長（熊谷善行君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 理解しました。たまたま仕掛けられた箱わなについて、狩猟が目的なのか、あるいは有害獣の捕獲が目的なのか分からないケースがあるというふうにお話をいただいたものですから、それで確認させていただきました。ご答弁いただいたように、有害獣の駆除の場合でもそういった表示がされているということですので、今後、町民の方に、そういった衛生管理、町民の暮らしを守る生活安全のための捕獲をそういった形で行っているのだということをお知らせしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 何点かお伺いをしたいというふうに思いますが、まず1点目ですが、最近、職員の公募がマスコミ、新聞等あるいはチラシ等でもされておりますが、新卒の場合はそのままですけれども、新卒以外の方々には応募のときに条件がついていると、1年以上の事務経験を必要とするというふうに書かれております。ほかの町村では事務経験を要するという条件がつけられていないというふうに伺っておりますが、これは前、担当課にお聞きしましたら、即戦力だと、すぐ使えるからというふうに、たしか私は担当課からお伺いしたのですが、そのとおりにまず理解をしていいですか。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えいたしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、過去、事務経験を募集の要件として示したこともありました。それというのは、即戦力という言葉がどうかはあれですけれども、私どもやはり事務経験のあった方が望ましいという部分もありますし、新採用でなければそういった方がいいのではということで募集要件にした経過もあるところでございます。

また、他の町村については、ちょっと私そこまで把握していませんが、一律に年齢要件ですとか、そういった職員の年齢構成がやはり各自治体でばらばらだと思いますので、そこで例えば中堅、いわゆる20代後半の人を限定とするとか、様々なふうにならているのではないかなというふうな、それぞれの町村の事情によって募集要件を設定しているのではないかなというふうに推察しているところでございます。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今、他町村のこともお話しされておりましたけれども、私はずっとこの1年間といいますか、新聞等にも職員の募集がなされておりましたよね。そこがネックになって応募してこないのではないかなというふうにずっと見ていて、今回もしか新聞にもあったらうし、それからチラシにおいてもたしか新聞折り込みで入ってきたのでなかったかなというふうに思うのですが、仮に事務経験1年というのは、どういう内容の事務経験なのだろうと私自身思いました。今、若い方とおっしゃいますかね、ほとんどの方がパソコンを使用できる方、それから役場の業務というのは単なる会社における業務とは全く違うというふうに私は理解しているものですから、その事務経験というのが本当にネックになっているのではないかなというふうに正直言って思うのですけれども、もう一度考え方を伺いたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

先ほどの答弁で、過去に1年以上の事務経験というふうに答弁をさせていただきましたが、実は昨年募集をしているときには、その条項は撤廃しているはずですが、実際に高卒の18歳の職員が新規採用職員として入っていますので、一般事務の話ですね、実際に今年の令和3年4月採用の職員は、現役高校生が入っているというふうに認識して……、違いましたか。

○委員長（熊谷善行君） 臨時の話だ。

○総務課長（齊藤正行君） 今年の9月1日には、委員ご指摘のとおり、1年以上の社会人枠という条件を再度つけているというような設定をしています。1年以上が募集で足かせというのでしょうか、募集をためらうことになっているのではというご指摘でございませけれども、なかなかそれで募集をためらった方が実際にいらっしゃるのかどうかという話は、そこまでの認識は、声というのはなかなか私どもまで把握はしてありませんが、やはり即戦力といいましようか、ある程度経験年数を積んでこられた方も年齢階層の中では必要だという認識で、新規採用の方は、例えば町村会の新規で募集をしていただく、あくまでも足りない方、そこで埋められなかった方について社会人枠という形で補完している状況でございまして、できればやはり主流といいましようか、主軸は町村会で新規採用職員が確保できればこれは一番いいことでございますので、現状でいけば、なかなか町村会

の募集でいっぱい人が応募していただけない状況で確保ができない状況で、やむを得ず社会人のほうで募集をしているという状況でございますので、そういった状況もありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 理解したいのですが、私の考え方としては、事務経験1年以上というのはやっぱり足かせになっているというふうに感じておりますし、もちろん地元の方で受けたという方がいらっしゃいました。だけれども、結局事務経験がないということで応募できなかったという方が実際にいますから、もう一度その辺考えていただければというふうに思います。

それで、会計年度任用職員制度ができました。広報等にも職員の募集等には書かれておりましたけれども、会計年度任用職員の臨時的任用の採用の仕方というのはどのようになっているのか、伺っておきたいというふうに思います。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 臨時的任用職員についてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、令和2年4月から地方公務員法が改正され、会計年度任用職員制度が制度創立されておりますが、その際に併せまして地方公務員の職の整理もなされております。その中で臨時的任用職員の制度も併せて整備されているところでございます。新たな臨時的任用職員制度は、以前の臨時職員の制度とは全く違う制度でございまして、緊急の場合、あるいは臨時の職が必要な場合に任用できるものとして限定されているところでございます。国のマニュアルでは、地方公務員法第17条に基づき、正規の任用の手続を経るいとまがないときに、公務の円滑な運営に支障を来すことのないよう、特例として認めているものとして整備されているところでございます。

現在の臨時的任用制度は、この趣旨に基づき、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合、あるいは緊急的に欠員が生じると見込まれる場合に任用できるものから、フルタイムの勤務であり、給料、手当、公務災害その他の待遇は、全部ではありませんが、ほぼ正規職員と同様に措置されているものと理解しております。本町におきましては、これら地方公務員法第22条の3の規定に基づき「標茶町臨時的任用職員に関する規則」を制定し、地方公務員法あるいはこの規則によって運営しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今、課長が述べられたとおり、地公法の第17条、第22条、自分も調べさせていただきましたが、自分の能力ではなかなか理解ができないので伺いました。

それから、度々職員さんの関係での仕事のこととかで耳にすることがあるのですね。言ってみれば私どももそうですが、町側も法を守るという立場の中で、コンプライアンスと

いう言葉をどう徹底しているのか、そのことについても伺いたいというふうに思います。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 一般的な部分で、全般的な部分でコンプライアンスということでお答えさせていただきたいと思います。

度々といいましょうか、昨年以来といいましょうか、報道等によって各地方公務員の部分ではいろんな問題等があつて、課題があるといいましょうか、誤りも含めていろんな部分で法令に抵触するような部分も報道等で見受けられますし、そういったことのないようにというのは当然のことだというふうに思っております。私ども一般行政を展開するに当たって、法令を遵守するというのももちろんですけども、やはりチェック体制ですとか、そういったマニュアルの整備ですとか、そういった法を当然守るといのが地方公務員で当たり前の話ですから、それを遵守するように努める、または複数人数でチェックして法律を適正に執行しているのかどうかというのは当然日常業務の中でも遂行しなければならないと理解していますし、ない方がいいのしょうけれども、何かあるときには、町長からも当然のごとくそういった指導があるというのが現状であるというふうに認識しているところでございます。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それでは、次の質問ですが、役場が、行政側が招集する会議はほとんどが日中であるということで、先般、町内会のほうから、役場の会議がほとんどが昼間だと、それでなくても町内会の会員さんも脱退が多くなってきている、あるいは役員の成り手がないということで、これから総会時期に向かっているのですけれども、そういう、この間のうちの町内会の会議で、とつてもではないけれども日中仕事を休んでまで会議には出席できないというふうに言われました。そのとおりでな。行政側が進める、もちろん分かるのですよ、行政側が昼間に開くというのは分かるのですが、町の職員さんであれば、ある程度義務免ということが発生しているというふうに思うのです。全部でないというふうに思うのですが、その辺何とか夜間の会議の対応というものはできないのかなというふうに、正直言って町内会の役員会の中で感じ取りましたので、そこら辺の考えを伺いたいというふうに思います。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。組織全体にわたる話ですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

行政のほうで招集させていただいている会議、いろいろなものがあります。法定のものから任意のものまであるのですけれども、委員ご指摘のように、委員を引き受けていただいている方たちの状況というのが、やはりここ10年、20年の中で大分変わってきているな、あるいはその担い手を探すのが大変苦しくなっているというのも現実問題あると思

ます。そういう点では、その委員会の構成を見ながら、たくさんの方が集まっていたけような、出席していただけるような時間帯の設定というのは、考えなければいけないことだというふうに思います。あと一方で、職員の働き方改革という部分で、夜の時間帯になるとどうしても時間外勤務ということになってしまいますので、その辺の兼ね合いを見ながら、この先、会議の在り方については考えさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 職員の働き方改革についても重々知りながらご質問を申し上げましたが、一方では町内会の役員の成り手がないという問題もありますので、ぜひご検討していただければというふうに思います。

次に移らせていただきます。

昨日の同僚議員の一般質問の中で、塘路・茅沼地区での地域振興のご質問がありました。移住・定住促進の取組ということなのですが、その中で、町長のご答弁で、家を建てるのも一つの方法であるけれども、空き家等の利用をというふうに答弁されておりました。

実は、何を聞きたいのかといいますと、定住を促進していて、大変失礼な言い方ですけども、来られる方の身元調査というものをされているのかどうかということを知りたいのですが、どうでしょう。

○委員長（熊谷善行君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えさせていただきたいと思います。

移住・定住の部分ですけども、今現在、私どものほうに情報が入ってきて、移住・定住されているという方は実際にはおりません。入ってくる方に対して身元調査をするというのは、なかなかこれ難しい部分があって、あなたどこで働いていますか、稼ぎは幾らぐらいあるのですか、過去に何もやっていないのですかというような部分を聞きながら、ではあなた標茶町に住んでいいですよということには多分なってはこないと思うのです。何軒か標茶に来られている方もいますけれども、その人方に対して役場が直接何かをしているかといったら、そういう部分はないので、一応この言い方が適切かどうかというのは別なのですけれども、来られる方について、移住者というか転入者については、性善説といいますか、そのような犯罪者と例えられるような方が標茶に入られてきているというふうな状況はないというふうに考えているのですけれども、委員おっしゃられているような、ちょっと身元調査というか、そこまでしているかという部分では、お答えさせていただきますと、していないというのが現状であるのご理解をさせていただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 本当に身元調査といいますか、言葉が適切でないかもしれませんが、するという事は、本当に相手側にとっても失礼なことではないかというふうに理解

をしています、今は定住者、移住者はいないということですが、過去において、実は空き家を紹介して、それでその空き家の持ち主さん、所有者が大変な目に遭ったというお話を最近になって聞かされました。要するに、つまりは家賃の未払いがずっと続いていて、家賃をもらうことができなかつたのだということで、それでちゃんと役場は身元調査しているのかいと、最近になって言われたのです。ですから、ちょっと取り上げてみましたけれども、被害に遭った方と申しますか、本当に大変な思いをしたから言ったのだろうというふうに思うのですね。ですから、難しい問題ではあるけれども、ぜひ慎重な対応をしていただければというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（熊谷善行君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

原則論は、先ほど申し上げた部分でご理解を頂きたいと思っておりますけれども、私どもも昨日の一般質問に対する町長の答弁の部分でございますけれども、塘路地域の中でいくと、町で自由に使える町有地がちょっと存在しないということもあって、町長の考えている移住政策等々を推し進めるという部分であれば、今現在、申し訳ないですけれども、塘路は相当空き家なり空き地なりというのがあるものがございますから、それらの部分を利用しながら、移住希望の方に取次ぎと申しますか、できれば再利用等ができるのではないかなというふうには考えているところなのですけれども、いかんせんちょっと話題がずれますけれども、私どもお試し暮らし住宅ということもやっているのですけれども、なかなかそういう部分でも、いざとなると地域から情報がもらえないということもあって、貸したり売ったりする方というのは、ある程度自衛策というか、結構簡単に人を信用していないという部分もあるのかどうか分からないのですけれども、なかなかそういう部分では手が挙がってこないという部分もございます。

当然、町がもし間に入って、そういったことでご紹介差し上げるようなことがあれば、どこどこに住んでいられてというのは、状況も含めて分かり得る情報は教えなければならぬとは思っているのですけれども、過去に町が間に入って教えた方で、ご紹介した方で、そういうような方がいたというのは、私どもには情報が入っておりませんので、その部分についてはちょっとご返答できませんけれども、先ほど申し上げましたお試し暮らしであれば、どういったことで標茶を選んだのか、入ってきたいのか、またあるいは出ていくときにアンケート等もいただいておりますけれども、そういった中で、目的や何かがある程度私どものお試し暮らし住宅の趣旨に沿った物の考え方で来たいと言っている方をやはり選ばせていただいている部分もありますので、そういった部分から、つなぎとして入られてくる部分があれば、ある程度お話の中でもしていけるかなと思うのですけれども、いきなり来られて住む場所ないかと言われても、なかなかすぐという部分にはならないと思っておりますけれども、先ほど来申し上げているとおり、面と向かってあなたちょっとというのは、実際

に今の法の中に照らし合わせても、行政が持っている権限として、そういうものがあるかと言えば多分ないと思いますので、ちょっと難しいという部分ではあれですけども、なるべく、昨日一般質問の中で返答させてもらった部分については、地元の方のご協力とご理解を得ながらという部分ですので、そこをさっさと積極的に推し進めるというのではなくて、もしそういったものを活用していかなければならないというふうになれば、地権者の方等々とお話をしながら、ご協力を頂きながら、町長が言っている政策は進めていかなければならないという意味で、答弁をさせていただいたというところでございます。先ほど来申し上げていますが、少し、ちょっと、若干難しい部分もあるということで、再度ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 次です。

本町では福祉が充実していきまして、ほっとらいふ制度があります。とってもいい制度だなというふうに理解するのですが、そのほっとらいふ制度の対象者、どのように把握をしておりますか。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

ほっとらいふ制度そのものにつきましては、周知に関しては、広報等を通じて広く町民の皆さんに周知をかけて、ほっとらいふ制度を利用したいという方に関しては、申請方式になっておりますので、申請書において把握をしているという状況でございます。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 申請行為であるということは私自身も理解をしておりますが、今、述べられた申請してきたものということですが、その対象者の確認といいますか、申請が上がってきたからそのままよしとして制度を適用すると、今現在はそのような形ですか。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 申請書が上がってきた段階で、一応所得ですとか、家族構成ですとか、こちらのほうで調査をさせていただき、同意をいただいておりますので、そこを調査した上で、ほっとらいふ制度に乗れるか乗れないかというところで許可をしているという状況でございます。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 申請した、上がった段階でというふうに言われましたが、だとするならば、この制度の対象者というのは、あくまでも住民票が本町にあるということで、そして申請行為だと。では、そこは理解しているのですが、仮に住民票が町にあって、だけれども現在本町にお住まいになられていないという方々が申請行為で上がった場合には、どう判断しますか。

(何事か言う声あり)

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 基本的に町内に住民票があるということは、そこに住んでおられるということが条件になると思います。一時的に町外に、例えばお子さんのところに、冬期間いないであるとか、そういう場合については、本来であれば一時的にでも住民票を動かすというのが正式な手続だというふうに考えておりますので、中にはそういうパターンといいますか、町外の施設に入所していらっしゃるという方もいらっしゃいますが、そういう方については、分かったときに、大変申し訳……、町内に住んでいらっしゃる、施設に入所しているということで、条件から外させていただくということも、例外的ではございますが、実際にやっているところではございます。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 特に今、課長が述べられたように、一時的に地元を離れる、けれども住民票は移さないという方々で、なぜこういうことが出てきたかという、灯油の高騰ですよ。とにかく灯油が高くて大変だということから、どここのうちの福祉灯油、冬の間にないのですよねと。住民票ももちろん移してなくて、家族の、地方に行かれています。それでも福祉灯油は支給されるのですかというふうな尋ねがあったものですから、伺いたいのですよ。そういう場合のケースというのはどうですか。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 私どものほうで確認ができたものについては、その時点で現地調査といいますか、状況調査をして、支給しないという手続をさせていただくことが間々あります。ただ、現状うちのほうに手続がない状況ですと、民生委員さん含めて状況が分からない場合についてはなかなか把握する手段がないというところで、そのまま支給してしまうという状況ではあるかなと思いますので、その辺につきまして、どういった方法で実際の現地確認、ちょっと数、今この手元にはないのですが、かなりの数、年間でほっとらいふ制度を使っていらっしゃる世帯がございまして、どういった方法で確認ができるかということは、今後いろいろと研究していきたいなというふうに考えるところでございます。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ、地域にいらっしゃる民生委員さん、相談相手でもありますので、その辺も含めてご検討していただければというふうに思います。

それから、先般の行政報告で、きっと町長が述べられるのだなというふうに思いながら聞いておりましたら、触れていなかったのですからお尋ねいたしますが、先般の暴風と大雨によって、被害の調査がされたのかどうか。テレビによりますと、十勝地方が物すごい強風においてというふうなことを、それから停電もということで、早速それぞれの地域

が調査をしたということが報道されておりましたけれども、本町においても、あのときの停電はほんの少しだったかもしれませんが、例えば牛舎とか、それからビニールハウスとかの被害がなかったのかどうか調査はされましたか。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） まず、今、牛舎、ビニールハウスと申しましたけれども、私ども道路のほうから申しますと、大雨が降った際には、以前から申しまわっているとおり、パトロール基準を持っていまして、連続雨量で60ミリ以上降った場合とかというのはパトロールしています。直近でいきますと、11月の末に降った雨と12月に降ったときには、2回とも朝早くから業者さんをお願いして、パトロールしてもらっています。そのときには倒木とかもございましたので、倒木の処理とかもしていますし、直接役場のほうに倒木があるので通行できないという情報が入ったりもしましたので、そういう部分については対応させていただいております。

○委員長（熊谷善行君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

先般の大雨被害で、久著呂のほうで河川が増水したということで、畑のほうに土だとか流木が流れているというような状況が1件ございました。

私は以上です。

○委員長（熊谷善行君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

先般の大雨、2回ですか、大雨という大雨でもないのですけれども、結果的には上流部の弟子屈町の雨が、阿寒とかあの辺がひどくて、本町の雨自体はさほどでなかったのですけれども、結果的に釧路川が増水して、旭第1樋門と下オソベツ樋門が閉まるという事案もありました。2回目の大雨のときには下オソベツ樋門が閉まって、内水が上昇したことにより氾濫の可能性があるということで、ポンプ車を稼働させております。これは開発のポンプ車を稼働させて、時間は2時間ぐらいだったと思うのですけれども、稼働させていただいたという事案がありました。被害額としては、私どものほうで取りまとめていませんけれども、災害対応はさせていただいているところでございます。

それから、この間の風による停電ですね。各所であると思うのですけれども、私どもで行って把握していますのが磯分内の1件で、これはちょっとまだ罹災証明の発行になるかどうかとも分かっていないのですけれども、1件情報が寄せられていまして、家電とボイラーがちょっと調子が悪いのだという話で、それをどうしたのかまだ分かっていないのですけれども、それが災害によるものなのか、雷によるものなのかということも踏まえて、罹災証明の発行の要請があれば対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今それぞれがお答えになりましたが、やはり私は聞き取りでも構わないというふうに思うのですが、きちっと住民の安心・安全のために、実態調査はやっぱりするべきではないかなというふうに感じたものですから、ご質問したのですね。ぜひ、国道沿いの畑作農家は、ビニールのD型ハウスが、ビニールが飛んでしまったということも発生しております。ですから、そういう実態調査というのは、優しい標茶ですから、いち早く取り組んでいただきたいなというふうに思います。もう一度お答えください。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

被災時の実態調査はしなければいけないことでありますので、今後、精度が上がるように取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 最後のご質問ですが、道の事業であるスクール・サポート・スタッフの配置についてですが、今現在、高校は抜かして、小中学校でスタッフが配置されているというのは、何か所というか、どこどこですか。

○委員長（熊谷善行君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

スクール・サポート・スタッフの派遣状況でございますが、令和3年度現在ですが、町内の小学校に現在3校に配置しております。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 小学校3校。中学校に配置というのは、では、ないのでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

スクール・サポート・スタッフでの中学校の配置はございません。学習指導員という制度もございまして、そちらの配置の方もいらっしゃいます。それが、そちらも中学校はございませんね。そちらで4つの小学校に配置をしております。中学校は今年はいません。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 以前からこのスタッフの関係では、道からで配置されていたことは承知しておりましたが、今回のコロナ感染拡大予防でもって、言ってみればパートで、あるいは週12時間を超えない範囲で雇ってもいいと。雇うに当たっては自治体が決めてもいいのだというふうに、たしか言われていたというふうに思うのですが、小中学校の中でそのスタッフが配置されていない。それで、特に小規模校は、生徒数はもちろん少ない、教員も少ない中で感染予防対策の徹底をするのには、正直言って児童生徒もかわいそうだし、教職員についても仕事をやりながらというのは、トイレなり洗い場の消毒、やっぱり

先生からすると徹底してほしいと。自分たちもやっているのだけれども、こういうスタッフ制度があるから、ぜひそれを配置をしていただきたいのだと。それイコール大規模校と小規模校を合わせたときの教育を等しく受けられるという立場から、ぜひ12時間を超えない範囲でのスタッフの配置をお願いできないものかというふうに言われておまして、特にコロナの関係での消毒、学習指導ではなくて雑役のようなものでいいのだというふうに言われて、また、道教委もそれを認めていますから、資格が何も要らないということも認めていますから、そういう配置、パートさんだというふうに思うのですが、週12時間を超えないこととなっていますので、ぜひ配置のされていない小規模校にも、配置の検討といえますか、努力をしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（熊谷善行君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

まず、週12時間の範囲という今お話ありましたが、スクール・サポート・スタッフにつきましては、週30時間以内という制度になっております。先ほど言った学習指導員のほうが週12時間以内という規定で配置をしております。

小規模校、大規模校に差をつけてというようなちょっと意味合いに聞こえてしまったのですが、この配置については、各学校さんのほうから配置の希望があるかどうか希望を取りまして、その上で希望のある学校に配置をするという体制を取っております。実は、希望があった今年については、スクール・サポートとしては小学校から4校上がってきていて、1つの学校だけがちょっと人材が見つからないということで、今まだ配置できていないのですが、そういうことで小規模校、大規模校で配置をする、しないというような差別とかそういうことではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 私の等しくというのが差別というふうに受け止められたかもしれませんが、ぜひ、それこそ等しく全校にスタッフを配置していただいて、本当に子供たちが安心して教育が受けられる環境づくりに努めていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） 私のほうからは、2点質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目なのですけれども、本町におけるいろんな数多くのイベント、毎回そのイベントに、本町のゆるキャラであるハッピーくろべえとミルクックという一つのぬいぐるみといますか、それが多く参加して登場していただいて、イベントを盛り上げていただいております。そのイベントに対しては、職員が交代でそれをかぶっていただいて、特に

本当に土曜、休日、日曜関係なく、それに対して参加していただいているということに対しては、本当に敬意を表したいなと思っております。

今年度は、昨年度からコロナの関係で町内でのイベントというのが本当に少なくなっているわけなのですが、特にJR関係では本当に本町に対して特別な配慮を頂いております。冬のスル、それと併せて今年は、THE ROYAL EXPRESS、それも来ていただきました。また、湿原ノロッコ号、そして今年は夕陽ノロッコ号ということで、私も大体、数は多くはないのですが、参加させていただきました。その中で、THE ROYAL EXPRESSは当然乗客の方は降りない列車でしたからちょっとあれなのですが、スルと特に夕陽ノロッコ号に関しては、標茶の駅または塘路の駅にお客さんが降りるという中で、私は、このゆるキャラを利用したグッズ類、それが何も作られていない、その中での何かお土産があったらいいのになということをやちょっと思っております。

その中で、11月24日、議員さん、議会と標茶中学校の生徒の意見交換会がありまして、その中で中学生のほうから、このゆるキャラのグッズを製造して販売していただきたいというようなプレゼンがあったのです。ちょうど私も本当にこれをちょっと質問しようかなと思っていた矢先に、そういうふうに中学生のほうから先に言われてしまいまして、これは中学生の子の気持ちをぜひ伝えていかなければならない、そんなような感じで今質問しているわけなのですが、そういう中では、このグッズの製作、開発といいますか、そういうものが可能なのか、当然、商標権だとかそういうことが影響してくるのか、そういうようなことについてちょっとお聞きしたいなと思います。

あと、その中で今度大人のほうからは、LINEのスタンプもぜひ作ってほしいというすごい要望があるのですよね。そういうことでは可能なのか、そこらについてお聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをしたいと思います。

まず、観光商工課のゆるキャラの活用状況をちょっとご紹介させていただきますけれども、標茶町のPRキャラクター、ミルクックさん、それからハッピーくろべえですね。委員のほうからもお話ありましたけれども、観光列車「くしろ湿原ノロッコ号」、それから「スル冬の湿原号」「THE ROYAL EXPRESS」、それから今年は「HOKKAIDO LOVE! ひとめぐり号」というのもありまして、観光列車のときにお出迎えをさせていただいております。それから、釧路市内での物産展、こちらのほうにも参加させていただきました。PR活動させていただきます。それから、今年はコロナで中止になっておりますが、釧路空港での季節の就航便のイベントなんかにも出向きまして、標茶の広報活動を行っております。今年の2021年1月から11月の合計ですと、33日間出動しているような状況でございます。

こうした活動を通しまして、観光商工課の中で、PRするためのノベルティーを作った

らいいのではないかという話を実はしてしまっていて、公式グッズを作ったらどうだろうかと
いう話も出ていたところでございます。委員からご提案いただきまして、中学生からもそ
ういう話があるということです、具体的に作製に向けて検討してまいりたいというふ
うに思っております。

それから、商標権の関係ですね。これは、うちの公式のゆるキャラですので、問題ない
というふうに考えおります。

○委員長（熊谷善行君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 担当のほうからの具体的に検討していきたいという本当に前向き
なご答弁を頂いたわけなのですけれども、年間で33日間、本当に職員の方、交代でぬいぐ
るみをかぶっていただいたということで、本当に私は頭が下がる思いです。

話を聞きますと、来年、年明けてからSL、多分3月末まで延長に、来年は3月末まで
運行されるというふうな話も聞いております。コロナ明けには、また町内でいろんなイベ
ントが開催されることを私たちは本当に望んでいるのですけれども、そのたびにやっぱり
ゆるキャラがまた登場する機会がどんどん増えてくる。そういう中で、本当に見ていると、
ゆるキャラに抱きつく子供が多いのですよね。そういうことは、本当にこれだけでき
てからもうかなりの年数がたって住民に親しまれているということでは、ぜひともそのグ
ッズというものを開発していただければと思います。

あわせて、この製造が、できれば私は授産施設あたりでも作れるようになって、それを
売った代金が少しでも環流でもされるようになれば、これもまた一つのあれになるのかな
というような気がしておりますので、ぜひとも具体的に進めることを私は望みたいと思
います。答弁はいいです。

次の質問に進んでいきます。

（何事か言う声あり）

○委員長（熊谷善行君） いいですか。

○委員（松下哲也君） いいです。先ほど具体的に検討していくという答弁をもらったの
で。

○委員長（熊谷善行君） では、続いて松下君、どうぞ。

○委員（松下哲也君） 2番目、ちょっときつい質問をいたします。

12月の広報誌が配布されました。その中で、現在、改修中の温泉宿泊施設、元の憩の家
かや沼なのですけれども、この「名称候補の選考結果について」という部分がありました。
その中で、「唯一の観光宿泊施設として、新しい名称で再出発したいというふうに考え」、
私もこれは大賛成です。新しい名称で再出発すると、その意気込みということをやっぱり
強く打ち出していくということは、これは私、大賛成なのですけれども、この中で、「標
茶町内の小中学校および標茶高等学校の児童・生徒の皆さんにご協力をいただき、3つの

名称候補によるアンケートを実施しました」と、こういうふうにあるのですけれども、この3つの名称候補というのはどこから出てきたのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えしたいと思います。

まず、実施設計と統一性を持たせたデザインコンセプトで、憩の家かや沼の再生に当たって必要となるブランド・アイデンティティの形成が不可欠であると判断いたしまして、実施設計時に客室と露天風呂のスタイリング、それからデザイン監修業務に関わっていただいております武蔵野美術大学造形学部基礎デザイン学科教授であり、日本グラフィックデザイナー協会副会長を務めていらっしゃいます原研哉さんが代表取締役である日本デザインセンターに、標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修デザイン設計として、VI開発の一環で、施設の存在が一目で覚えられる名称についての提案をお願いしたところであります。あわせて、施設を使いやすくするためのサインについても、さりげなく、美しく、使いやすいデザインということで提案をお願いしているところなのですが、今回の3案につきましては、その業務の一環でございまして、幾つか提案があった中から、誰でも覚えやすく、言いやすいというところを念頭に置きながら選考したものであります。

○委員長（熊谷善行君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 原研哉先生からの、これも一つの提案であるということはお聞きいたしました。その中で、全てアイヌ語での小さな何々ということでのあれで書いてはあられるのですけれども、正直言って町民の皆さんが、大抵の人はある動物を思い出してしまうというようなことで、一様に皆さんちょっと首をかしげたものですから、温泉宿泊施設の正式な名称はどういうふうに設定していくのか。その正式な名称もまだ決定はしていませんか。

○委員長（熊谷善行君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたしたいと思います。

委員おっしゃるように、まだ正式には決定しておりません。

○委員長（熊谷善行君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 過去の標茶町の公立の施設、私もちょっと記憶あるのでは、標茶町コンベンションホールういず、標茶町博物館ニタイ・トですね。やっぱり全て一般町民からの公募で、そしてその中で選ばれて決めてきたということでは、この名称がいいとか悪いとかは別として、一般町民から公募するということ、そういうことをやらないと私はちょっとまずいのではないのかなと。施設の正式な名称は、これはきちっと町で決めていただきたいなど。

ただ、愛称と申しますか、そういうものというのは、何か私は一般町民から公募するのが一番いいのではないのかなと。当然、候補名として提示するというのも必要かもしれ

ないですけれども、そのほかの名前を一般町民から公募するということは、私も大事ではないのかなという気もしますし、確かに今、アイヌ語のということでは、まだ視察には行っていないのですけれども、白老の民族共生象徴空間、ウポポイというもので、すごくアイヌ語に対しての重要性というのが言われていますから、その中でそれをやっぱり入れたというあれも分かりますけれども、もう一回やっぱり一般町民からの公募も、私はやるべきではないのかなという気がするのですけれども、どのような思いでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

名称については、委員からご指摘のあるように、一般公募ということも選択肢の一つとしてはあったというふうに思っております。ただ、今回こういった形で、今、進んでまいりますのは、まず広報誌に掲載させていただいたのは、作業途中であっても動いている部分について、町民の皆さんに何らかの形でお知らせをするべきという判断で載せてもらいました。投票してもらった結果ですということでありまして、課長からあったとおり、正式決定ではまだないという状況でありますけれども、作業経過として、こういうことは出てきているということをお知らせいたしました。

公募するか否かの部分なのですが、選択肢の一つとして考えたところなのですが、これも課長のほうから前段説明があったとおり、ネーミングについても、供用開始されてから、あの施設の知名度につながる非常に大事な要素だというふうに考えておりまして、フリーハンドで町民の皆さんから募るとするのがどうなのかというようなところで、逆に危険性もあるというようなところで、あるいは総体のデザインを含めて作業を進めるというところでは、一定程度こちらのほうで決めさせてもらったほうが良いという判断で来ております。

その中で、NDCのほうからあったのは、アイヌ語を用いたい、それから私たちのほうでは、キーワードとなる地名を、釧路湿原、それから標茶、茅沼というところは織り込みたい、そういったところで絞り込んだ3つの案について、町内の子供たちに人気投票をしてもらったという経過であります。

委員から引き合いがありましたので申し上げますと、ウポポイについて、私の記憶では、出てきたときに、これは何なのだろうという声が非常に多かったと思うのですが、今、定着してきているのかなと。今回上がってきているものも、いろいろな意見があるかもしれませんが、建物を含め全体的な中で定着していくということが必要だというふうに考えておりまして、今回の広報誌に載った案を基にしながら、最終的な決定のほうに持っていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（熊谷善行君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 分かるのですけれども、確かに長年使っていけば慣れてくるとい

うか、愛称としていいというふうを感じる。これ感覚の問題ですから、今ぼつと受けた感覚の問題ですから、これがいいとか悪いとかということは私はまだ論じられない。ただ、町民の声の中からは、ちょっと勘弁してよという声もあるのが事実。ですから、そこら辺も、ただ、一般公募、町民からの公募もしないで決めたのかというようなことだけは言われないように、それに対するきちとしたあれをつけていかないと、また大きな問題に発展しかねないと思いますので、そこはちょっと慎重にやっていただきたいなということと、思い返せば、しべちや斎場の名称が、私が議員になったときにちょうどできたのですけれども、しべちや斎場の名称が提案されましたけれども、正直言って、議会の理解が得られなくて、名前が議会提案から決まったというようなことがありますので、そういうことのないような形で、進め方はより慎重にお願いしたいなということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

終わります。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） 討論ないものと認めます。

これより議案第78号から議案第83号まで議題6案一括して採決いたします。

議題6案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（熊谷善行君） 以上で議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時25分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

年長委員

黒 沼 俊 幸

委員長

熊 谷 善 行